

ボランティアへ 丸投げ・責任転嫁をする人は 『強要罪』にあたります

下記の例は『不幸な動物を無視できない性分を有している人』の心を見抜いて、有志へ動物を助けさせるようにし向ける行為であり、直接的な強要よりも、ずる賢く、罪が重いのです。

●不幸な動物がいる場所をボランティアへ通報する ●動物が遺棄されていることをボランティアへ通報する ●ノラ猫へ給餌していた人が、去勢避妊の必要性を感じた途端にボランティアへ「不妊手術費が無いんです」と演技する ●ペット店、ブリーダーがボランティアへ「売れ残った犬猫を引き取ってくれなければ捨ててくる」と言う ●飼えなくなった人がボランティアへ「捨ててこようかな」と言う ●ボランティアが他のボランティアへ動物を預けたまま取りに行かない ●ボランティアの名前を勝手に宣伝して歩く、他。



1、直接、「金を出せ」「殺す」という類の脅しの言葉を言わず、有志の動物福祉精神をあおって、助けさせるようにしむけている。巧妙な手口である。

2、「あなたを脅したのではなく単に問題提起しただけ。あなたが勝手に動いたんでしょ」という逃げ道を予め用意している。直接的な脅しよりも悪質である。

ご存じでしたか?・・・無責任にノラちゃんへの給餌に携わり、去勢避妊の必要性を理解した途端に、給餌場所を撤去したり、給餌を止めるのは動物虐待にあたります。給餌に携わった時点で『飼い主責務が生じる』からです。

二本松アニマルポリス
「二本松アニマルポリス」で検索できます
〒960-8066 福島市矢剣町1-1-3
星野節子 024-563-7650 (tel fax)

民事については裏面を